明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○国際連合安全保障理事会決議第二千三百五十六号（北朝鮮による弾道ミサイル発射等に関する決議）に関する件（外務二〇三）　一
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与する者を指定する件の一部を改正する件（同二〇四）　三
○国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画等に関与する者を指定する件の一部を改正する件（同二〇五）　七

告示

○外務省告示第二百三号

平成二十九年六月二日（ニューヨーク時間）、国際連合安全保障理事会において、北朝鮮による平成二十八年九月九日（日本時間）以降の弾道ミサイル発射等を関連する安保理決議違反であると認定し、北朝鮮に対する制裁を強化する次の決議が全会一致で採択された。

平成二十九年六月九日

外務大臣　岸田　文雄

二千十七年六月二日に国際連合安全保障理事会がその第七千九百五十八回会合において採択した決議第二千三百五十六号（二千十七年）

安全保障理事会は、

決議第八百二十五号（千九百九十三年）、第千五百四十号（二千四年）、第千六百九十五号（二千六年）、第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第千八百八十七号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）、第二千二百七十号（二千十六年）及び第二千三百二十一号（二千十六年）を含むこれまでの関連する決議並びに二千六年十月六日の議長声明（S／PRST／二〇〇六／四一）、二千九年四月十三日の議長声明（S／PRST／二〇〇九／七）及び二千十二年四月十六日の議長声明（S／PRST／二〇一二／一三）を想起し、

核、化学及び生物兵器並びにその運搬手段の拡散が、国際の平和及び安全に対する脅威を構成することを再確認し、

北朝鮮が、度重なる弾道ミサイルの発射及び発射の試みを通じて関連する安全保障理事会決議に違反し続けてきたことに深刻な懸念を表明し、全てのこのような弾道ミサイル活動は北朝鮮の核兵器運搬システムの開発に貢献するとともに、地域内外の緊張を高めるものであることに留意し、

北朝鮮市民の需要が満たされていない中で、北朝鮮の禁止された武器販売が、核兵器及び弾道ミサイルの追求に流用される収入を生み出してきたことに対し、強い懸念を表明し、

北朝鮮の実施中の核及び弾道ミサイル関連活動が地域内外の緊張を更に増大させていることに最も深刻な懸念を表明するとともに、国際の平和及び安全に対する明白な脅威が引き続き存在することを認定し、

国際連合憲章第七章の下で行動し、同憲章第四十一条に基づく措置をとって、

1．北朝鮮が、安全保障理事会の決議に違反し、甚だしく無視して、二千十六年九月九日以降に実施した、一連の弾道ミサイル発射及びその他の活動を含む、核兵器及び弾道ミサイルの開発活動を最も強い表現で非難する。

2．北朝鮮が、全ての核兵器及び既存の核計画を、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法で放棄し、全ての関連する活動を直ちに停止し、弾道ミサイル技術を使用したいかなる発射、核実験又はその他のいかなる挑発もこれ以上実施せず、弾道ミサイル計画に関連する全ての活動を停止し、及びこの文脈において、ミサイル発射モラトリアムに係る既存の約束を再度確認するとともに、その他のいかなる既存の大量破壊兵器及び弾道ミサイル計画も、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法で放棄するとの決定を再確認する。

3．決議第千七百十八号（二千六年）8の規定により課され、その後の決議により修正された措置を想起するとともに、決議第千七百十八号（二千六年）8（d）の規定に定める措置は、この決議の附属書Ⅰ及びⅡに記載される個人及び団体、それらの代理として又はそれらの指示により行動するいかなる個人又は団体並びにそれらにより所有され又は管理される団体（不正な手段を通じたものを含む。）に適用されること、及び、決議第千七百十八号（二千六年）8（e）の規定に定める措置は、この決議の附属書Ⅰに記載される個人及びそれらの代理として又はそれらの指示により行動する個人に適用されることを決定する。